

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 8 年 度 第 1 0 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成29年2月10日（金曜日） 午後1時30分から午後4時45分まで

2 場 所

京都市国際交流会館 3階 研修室（公開口頭審査以外の議事事項）
1階 イベントホール（公開口頭審査）

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，松本会長代理，東委員，南部委員，西嶋委員，板谷委員，奥委員

【建築審査会事務局】

齒黒建築指導部長，高木建築指導課長，平居道路担当課長，和田建築審査課長，川口建築安全推進課長，磯林企画基準係長，奥山担当係長，渡邊道路第一係長，小西道路第二係長，水口係員，若松係員

【参考人】

牧草係員（消防局予防部）

【傍聴者】

13名（議事事項(3)の公開口頭審査13名）

4 議事概要

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

- ア 平成28年度第9回会議の議事録の承認
- イ 次回会議日程について

(2) 建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定に係る包括同意基準の制定についての報告

(3) 平成28年度第1号審査請求事件（北区）に係る審議及び公開口頭審査

- ア 審議
- イ 公開口頭審査（※イについては公開）
- ウ 審議

(4) 平成28年度第2号審査請求事件（左京区）に係る審議

(5) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区1件）

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）、（2）及び（3）の公開口頭審査
- ・非公開：上記の議題（3）の審議、（4）及び（5）

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成28年度第9回会議の議事録の承認

結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成29年3月10日（金）の午後1時30分からひと・まち交流館 京都で開催することとした。

(2) 建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定に係る包括同意基準の制定についての報告

ア 報告の概要

前回の建築審査会で審議を行った建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定に係る包括同意基準について、事務局から制定した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

(3) 平成28年度第1号審査請求事件（北区）に係る審議及び公開口頭審査

平成28年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。午後2時から午後3時7分まで公開口頭審査を行い、その後、再度審議を行った。

(4) 平成28年度第2号審査請求事件（左京区）に係る審議

平成28年度第2号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

(5) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9010	伏見区	(個人)	専用住宅

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：地目は何ですか。

処分庁：地目は田になっております。

委員：現況は雑種地ですか。

処分庁：現況は畑のようなかたちで使われております。

委員：公共性というのは踏切のことを言われているのですか。

処分庁：はい、そうです。

委員：踏切が公共性が高いから、同等の公共の用に供する道ということですか。ただ、ここに公共の用に供する道というのは恐らく誰でも通れるということだと思うのですが、踏切が誰でも通れるところで、接道として公共性が高いというのとは少し違うように思うのですが。

処分庁：ここにつきましては、ほとんどが公共機関が管理する道ということで、この4つの条件のうちの上に該当しているのですが、唯一この踏切の部分だけがそうではないということとして、その部分を箱書きの中で説明をさせていただいております。

委員：結果としては問題ないと思っています。

委員：確認ですが、踏切から西側も車が通れる幅を持った農道があって、今回の申請地のもう一本西側の南北の農道上には実は既存の建築物もあるのですが、そういうかたちでの二方が道路に接するという見方をされなかった理由というのは何かありますか。

処分庁：踏切でない方の道ですが、一部4mになっていない区間があったため、そちら側の道からは取れなかったということになります。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄